

星空学習館貸し館の方法等

I 使用の制限について

以下の場合には使用できません。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として使用するとき。
- (4) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれらに反対するために使用し、その他政治的活動のために使用するとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するために使用し、その他宗教的活動のために使用するとき。
- (6) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品又は動物類を携行する者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、学習館の管理運営上支障があると認めるとき。

II 予約のルール

- 開館時間は、午前9時～午後10時です。
- 休館日は、毎週月曜日（月曜日が祝日法による休日の場合はその翌日）と12月29日から翌年の1月3日までです。
- 予約の方法は、4～6月、7月～9月、10～12月、1～3月の3か月分を予約月の1か月前に予約する「事前予約」と事前予約が終わったのちに、空いている時間に予約をする「先着予約」があります。
- 事前予約をする場合は、団体登録が必要です。
- 同一個人、同一団体の予約は、原則として週1回2時間までとします。（1ヶ月8時間まで）
 - ※「同一団体」とは、団体に所属する個人が8割以上重複する団体をいいます。
- 冷暖房機の使用は別途料金がかかります。

【ご予約・お問い合わせ先】佐賀市星空学習館
TEL : 0952-25-6320 FAX : 0952-37-5747
E-mail : hac@saga-hoshizora.com

Ⅲ 申込みの方法

■事前予約■

①団体（個人）の登録

- 初めて事前予約をされる方は、団体名、団体構成員の名前（個人）、生年月日、住所を登録して頂きます。
- 毎年度の初めに更新を行います。

②仮予約表の提出（3月、6月、9月、12月の1日から10日まで）

- 翌月から3か月分の予約希望日を仮予約表に記入をし、ご提出をお願いします。
- 仮予約表は、窓口、FAX、インターネットメールにて受け付けます。

③調整期間（11日～15日まで）

- 予約が重複した場合
 - ・仮予約が重複した場合は、この期間に日程調整を行います。
 - ・調整ができなかった場合は、抽選となります。
 - 予約が重複しなかった場合
 - ・申請書の提出および利用料金のお支払をお願いします。（申請書を提出していただいたら予約完了です。）
- ※4月～6月の予約時は、4月より上記の手続きを行います。

■先着予約■

- 3月、6月、9月、12月の事前予約の受付終了後、16日以降で空いているところを先着順で予約を受け付けます。

■予約スケジュール■

月	火	水	木	金	土	日
	★1	★2	★3	★4	★5	★6
★7	★8	★9	★10	※11	※12	※13
※14	※15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	1	2	3	4

★	仮予約表の提出期間、日程調整期間
※	申請書提出、団体同士調整、抽選
	空いているところを先着予約

■貸館状況について

受付もしくは電話にてお問い合わせください。
佐賀市星空学習館ホームページからもご確認頂けます。

佐賀市星空学習館 HP

「ホールや施設の利用」

<http://saga-hoshizora.fem.jp/room/>



IV 予約のルール

■使用料一覧■

部屋名	広さ・定員	区分		金額 (1時間につき)
多目的 ホール	約 236 m ² (バドミントン コート1面程度)	一般	市内者	360 円
	約 150 人		市外者	720 円
和室	18 畳	一般	市内者	150 円
	約 23 人		市外者	300 円
学習室1	約 50 m ²	一般	市内者	150 円
	約 30 人		市外者	300 円
学習室2	約 62 m ²	一般	市内者	260 円
	約 40 人		市外者	510 円
学習室3	約 50 m ²	一般	市内者	150 円
	約 30 人		市外者	300 円

■使用料について■

- 1 市内者とは市内に住所を有する者または市内に通勤若しくは通学する者
- 2 高校生以下と一般が共同して使用するとき、一般の使用料を適用
- 3 市内及び市外者が共同して使用する場合において、市外者がその半数を超えるときは、市外者の使用料を適用する。
- 4 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は1時間とみなす。
- 5 使用時間は、準備ならびに使用後の整理及び現状の回復に要する時間を含むものとする。

■減免措置について■

○免除

- 1 国、県、市や学校、保育所等が使用する場合
- 2 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める場合
 - (1) 小学生、中学生及び高校生が空いている時間に使用する場合
 - (2) 「子ども・家族優先枠」に小学生及び中学生が多目的ホールを使用する場合

※子ども・家族優先枠（原則として予約は1時間のみ）

土曜日	午前9時～午前11時 ※4週目は午後3時～午後5時も利用できます
日曜日	午前9時～正午、午後3時～午後5時 ※3週目は午後3時～午後5時のみ
第5週目（土曜・日曜・祝日）	午前9時～午後5時

○65歳以上の個人又は団体の減免措置（65歳以上の者が半数を超えている団体）

- 1 先着予約（当日を除く）をし、部屋を使用する場合は**減額（半額）**とする。
- 2 当日に予約をし、部屋を使用する場合は**免除**とする。

■使用料の全額還付の適用について■

- 1 災害等の理由により使用できなくなったときは全額還付を行う。
- 2 使用者が使用の7日前までに取り消したとき全額還付を行う。